

(1) 条例第 15 条第 1 項第 1 号に規定する最低額（1 時間当たり）

令和 7 年 2 月 14 日付けで国土交通省が発表した「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（東京都）の 9 割をもって 50 職種の単価とする。

ただし、単価が改定された場合は、改定後の単価の 9 割をもって 50 職種の単価とする。具体的な最低額は下記のとおり。

単位：円

No.	職 種	最低額	No.	職 種	最低額
1	特殊作業員	3,364	26	高級船員	4,298
2	普通作業員	3,015	27	普通船員	3,465
3	軽作業員	2,082	28	潜水土	5,614
4	造園工	3,049	29	潜水連絡員	4,107
5	のり面工	3,758	30	潜水送気員	3,983
6	とび工	3,702	31	山林砂防工	3,612
7	石工	3,690	32	軌道工	6,458
8	ブロック工	3,432	33	型わく工	3,567
9	電工	3,668	34	大工	3,420
10	鉄筋工	3,668	35	左官	3,713
11	鉄骨工	3,330	36	配管工	3,218
12	塗装工	3,882	37	はつり工	3,387
13	溶接工	4,163	38	防水工	4,062
14	特殊運転手	3,432	39	板金工	3,848
15	一般運転手	2,858	40	タイル工	3,049
16	潜かん工	4,163	41	サッシ工	3,612
17	潜かん世話役	4,984	42	屋根ふき工	3,814
18	さく岩工	4,455	43	内装工	3,713
19	トンネル特殊工	4,028	44	ガラス工	3,555
20	トンネル作業員	3,488	45	建具工	※<3,049>
21	トンネル世話役	4,557	46	ダクト工	3,330
22	橋りょう特殊工	3,915	47	保温工	3,117
23	橋りょう塗装工	3,994	48	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,568	49	交通誘導警備員 A	2,273
25	土木一般世話役	3,645	50	交通誘導警備員 B	1,980

※令和 7 年 3 月適用の設計労務単価に東京都の設定がないため、令和 7 年 3 月適用の関東の平均を用いて算出した。

(2) 条例第 15 条第 1 項第 2 号（業務委託）及び第 3 号（指定管理）に係る最低額
（1 時間当たり）

規則第 7 条 （適用する公共調達）	賃金構造基本 統計調査上の 産業	主たる業務内容	最 低 額(円)
施設の設備若しくは 機器の運転又はそれら の管理に関する契約	製造業	設備の保守点検	1, 336
	サービス業	施設・設備の管理（運転等）	1, 323
		施設の管理（受付等（電話交換・ 自転車駐車場管理含む））	
施設の清掃に関する 契約		施設の清掃	
資源物等の収集及び 運搬に関する契約		ごみ収集・運搬	